

○弘前地区環境整備事務組合事務局処務規程

〔昭和44年7月1日〕
訓令第1号

改正	昭和49年12月28日	訓令第1号	平成10年3月30日	訓令第1号
	昭和51年3月29日	訓令第1号	平成14年3月27日	訓令第1号
	昭和52年9月26日	訓令第2号	平成18年2月27日	訓令第1号
	昭和54年3月30日	訓令第1号	平成19年7月1日	訓令第2号
	平成5年6月28日	訓令第1号	平成28年2月24日	訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか弘前地区環境整備事務組合(以下「組合」という。)の管理者の権限に属する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 管理者の権限に属する事務を処理させるため、組合に事務局を置く。

2 事務局に総務課及び施設管理課を置き、総務課の下に管理係を置く。

(職員)

第3条 事務局に別に定めるものを除くほか事務局長、課長及び必要な職員を置く。

(職務)

第4条 事務局長は管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

3 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

4 所属職員の分担事務は、事務局長が定める。

(専決及び代決)

第5条 管理者の権限に属する事務の専決及び代決については、弘前市の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年12月28日訓令第1号)

この規程は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日訓令第1号)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年9月26日訓令第2号)

この規程は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月30日訓令第1号)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月28日訓令第1号)

この訓令は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約(平成5年青森県指令第2531号)の施行の日(8月12日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合事務局処務規程の施行の際改正前の弘前地区環境整備事務組合事務局処務規程の規定により主幹の職名にある職員は、別に人事異動通知書が交付されない限り、参事とする。

附 則 (平成14年3月27日訓令第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月27日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月24日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。